

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	山本 みなみ
論文題目	初期鎌倉幕府と北条氏		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、鎌倉幕府における重要な政治形態である執権政治の成立について、建仁3年(1203)の比企氏の乱(小御所合戦)と、建暦3年(1213)の和田合戦を中心に、『吾妻鏡』に対する厳密な史料批判を加えながら、再検討したものである。</p> <p>まず、第1章「頼朝死後の鎌倉幕府と北条氏」では、強固な権力を有した源氏将軍(頼朝・頼家)の独裁政治が執権政治に移行した背景を論じている。とくに、頼家失脚と執権政治成立の契機となった建仁3年(1203)の小御所合戦について、『吾妻鏡』と『愚管抄』との厳密な対比から、この合戦は頼家・比企氏の謀議で勃発したのではなく、北条時政の軍事クーデターであったことを解明した。同時に武力による将軍の擁立が、将軍権威の低下をもたらしたため、将軍独裁政治は終焉を迎え、時政による専制政治(執権政治)が行われた。ただし、時政は直ちに権力を確立したわけではなく、頼家・一幡父子の抹殺や低下した将軍権威の補強(実朝の征夷大将軍就任・坊門家との婚姻成立)などを行う必要があった。従来、北条氏の権力掌握は自明視されていたが、時政は幕府運営の安定と、自家の権力確立に力を注いでいたのである。</p> <p>また、時政には後妻・牧の方との間に男子政範がいたが、彼の夭折により将軍後見の立場(執権職)と北条氏の家督は、先妻との子・義時に継承されることとなった。時政は、牧の方の意向もあって、彼女との娘の婿・平賀朝雅の将軍擁立を謀るが、政子・義時に阻止され隠退を余儀なくされ、政子・義時姉弟が幕府の実権を握る。時政による専制が成立した意義は、幼少・無力な将軍を北条氏が補佐する雛形が形成された点にある。以後、北条氏はこの雛形に基づき、執権政治を確立することになる。</p> <p>第2章「和田合戦再考」では、建暦3年(1213)に起こった和田合戦を検討し、将軍実朝と執権北条氏にとっての合戦の政治的意義を考察した。近年の実朝研究は、合戦の結果、実朝が将軍権力を確立させたと説くが、むしろ実朝は重臣・和田氏を失い、より北条氏に依存せざるを得ない状況に置かれたと指摘した。一方、執権北条義時は、和田氏を滅ぼすことで、実朝の周囲を執権勢力で囲繞することに成功したうえ、三浦一門の勢力を削ぐことで北条氏の地位を安定に導いた。千葉氏の政治的役割も重視し、有力豪族における世代交代と乱との関係にも言及している。</p> <p>第3章「北条時政とその娘たち一牧の方の再評価―」では、北条時政と後妻・牧の方の間に生まれた娘たちについて検討した。彼女らの年齢や婚姻相手を検討した結果、時政が鎌倉で実朝の後見役(執権)として台頭する一方、娘たちと貴族との婚姻を積極的に進め、京との密接な関係を構築していたことを明らかにした。この婚姻の背景には牧の方の人脈があった。とくに、時政の娘と坊門家との婚姻は、後鳥羽に近い坊門家と実朝との婚姻の前提となっており、公武融和をもたらした。従来、牧の方は平賀朝雅擁</p>			

立事件から謀略家とされるが、時政をその人脈で支えるという重要な役割を果たしていたことを説明している。

第4章「慈円書状をめぐる諸問題」では、『鎌倉遺文』未収載の慈円書状2通の検討を通して、実朝が暫く鎌倉で籠居し京からの訴えを成敗できないという状況であったこと、実朝期に上洛計画があったこと、四天王寺の金堂・塔婆の修造に頼朝・文覚・重源が関与していたことなど、幕府政治史の一端を明らかにした。これらは、いずれも『吾妻鏡』からは知り得ない情報である。

実朝が疱瘡罹患により、3年間鶴岡八幡宮への参詣や二所詣を控えていたことは知られていたが、この時期に政務を離れて「籠居」していたことは、実朝の將軍権力を考える上で重要な意味を持つ。五味文彦・坂井孝一両氏は、この時期の実朝の政治的活動を高く評価し、執権北条義時との対立を強調するが、政務を離れ幕府祭祀さえ十分に遂行できない実朝の幕政主導は疑問で、実朝は執権義時や大江広元に依存していたことになる。義時は病弱な実朝の代理として幕府の安定を最優先に考えて行動しており、義時が実朝との共存・補完関係を通して執権の立場を確立したことを指摘した。

第5章「北条義時の死と前後の政情」では、新史料により他殺説もある義時の死因が病死であることを論じた。また、名越朝時が独自に父・義時の追善仏事を行っていたことを明らかにし、鎌倉後期に表面化する得宗家（北条氏嫡流）と名越氏の対立が北条氏の家督（義時の後継）をめぐる泰時と朝時の対立に端を発することを指摘した。従来、義時の後継争いについては、伊賀氏（義時室）とその子政村のみが注目されるが、朝時の動向も見逃せない。北条氏は一枚岩ではなく、嫡庶の対立が内在していたから、執権政治は内部対立で瓦解する可能性を秘めており、泰時は一族融和に心を砕きながら得宗家の権力を確立せねばならなかった。

また、義時の死が社会に与えた影響や追善仏事を検討し、政子が義時の法華堂を頼朝のそれと並んで建立することで、義時を権威化し、かつ源氏將軍家と北条氏の一体化を図ったと指摘した。義時法華堂が、再三再建され、歴代執権が参詣していたことは、法華堂が北条氏による執権政治の正当性を補完する機能を有していたと論じた。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、鎌倉幕府の初期に、源氏将軍の独裁に代わって北条時政・義時父子によって執権政治が確立される過程を再検討したものである。鎌倉幕府政治史の研究史を丹念にまとめた序章、北条時政の執権就任と失脚を取り上げた第1章、北条義時が権力を確立した和田合戦を取り上げた第2章を中心に、時政とその後妻牧の方との間に生まれた娘たちと、貴族との婚姻を分析した第3章、実朝段階の政治情勢にふれた慈円の書状を分析した第4章、新史料を通して義時死去の真相に迫った第5章、そして成果と課題に触れた終章からなる。

本論文全体の大きな特色は、『吾妻鏡』に対する厳密な史料批判、『愚管抄』『明月記』『六代勝事記』以下の京側における史料の分析、さらに新史料(既発見を含む)を用いたことである。『吾妻鏡』の内容の相対化、同書に見られない新たな事実の紹介など、『吾妻鏡』にのみ依拠してきた既往の研究の克服を目指した点は注目される。そして、こうした史料解釈を基礎として、従来の政治史を再検討し、斬新な解釈によって、新たな政治史を構築した点で高く評価できる。

以下、具体的な成果を列挙する。第1章では、比企氏や所謂「比企の乱」の見方を大きく改めた。まず、梶原景時の滅亡は、北条氏よりも比企氏の関与が大きかったことを指摘する。ついで、「比企の乱」については、『愚管抄』の綿密な検討を通して、頼家の急病による比企能員の外孫一幡の家嫡継承を防ごうとする、時政の先制攻撃による政変であり、「小御所合戦」の名称が妥当であるとする。実朝は強引に鎌倉殿の座を奪ったことになり、しかも一幡は合戦後も存命で、実朝の立場は不安定であった。こうしたことから、北条氏は王朝権威によって実朝に正当性を付与しようとし、後鳥羽近臣坊門家との婚姻を実現し、若年でも就任可能な征夷大將軍を要請したこと等々を指摘した。これらは、当該期の政治史を大きく書き換える内容といえよう。

第2章でも、京の貴族藤原定家の日記『明月記』を通して『吾妻鏡』の記述を見直し、三浦一門の族長権をめぐって和田義盛と対立していた三浦義村が、早期から北条氏側に立っていたこと、合戦における千葉氏の動きが重要な意味を有したこと、和田合戦を通して將軍実朝の権限が拡大したと主張する最近の見解に対し、腹心和田義盛の滅亡、官位申請権の制限などで、実朝の権限は縮小し、義時への依存が強まったこと等々を指摘した。また、三浦・千葉等の有力豪族における世代交代と関連させた解釈も注目される。和田合戦や実朝の権力を考えるうえで、重要な意味を持つ研究である。

第3章では、従来等閑視されてきた北条時政と牧の方との間に生まれた娘の婚姻を通して、牧の方の京における人脈を明らかにし、時政を政治的に支えたことを具体的に解明した。人脈に関する掘り下げがやや不足している面もあるが、婚姻の時期が時政失脚前であることを明らかにしたこと、それによって坊門家との婚姻が、実朝と坊門家の婚姻に先行しており、その前提となったとする指摘は重要である。

第4章では、すでに紹介されながら分析されていなかった二通の慈円の書状に着目し、実朝の上洛計画があったこと、それまで彼が三年も籠居していたこと、四天王寺造営に頼朝・重源・文覚らが関与していたこと、失脚後も北条時政のもとに後鳥羽院から使者が派遣されたこと等々を明らかにした。とくに、実朝の三年にわたる籠居が、『吾妻鏡』に見える承元2年(1208)に疱瘡に罹患し、三年にわたって鶴岡参詣を控えた時期と重なっている。このことは、彼の権力に大きな限界があり、義時の補佐が不可欠であったことを示す。第2章とともに、近年の実朝の將軍権力を高く評価する見解を否定する、重要な指摘である。

第5章では、北条義時の四十九日法要に関する新史料から、諸説ある義時の死因が

病死であったこと、また法要を義時の庶子朝時が主催しており、彼が泰時に対抗し得る立場にあったこと、義時の葬礼・供養で彼が権威化され、頼朝と並ぶ存在となったことを指摘した。これらも新見解であり、注目に値する。

緻密な史料の再検討、新史料の活用、新事実の発見、そして新たな視点からの人間関係の分析に基づいて、鎌倉幕府初期における執権政治成立過程を見直した労作と評価できる。ただ、朝廷との関係、貴族政権の制度との対比にやや物足りなさもあり、新史料の解釈にも甘さも見受けられる。しかし、これらは全体から見れば些末な問題であり、申請者の今後の研究の進展によって克服されるものと考えられる。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和2年3月4日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： _____ 年 _____ 月 _____ 日以降